

問 37 : 同僚や上司から暴行を受けた場合、労災の適用になるのでしょうか。

【回答】

同僚労働者間、上司との間の暴力行為については、被災者の職務内容や性質（他人の反発や恨みを買いやすいか、職務の性質上他人の攻撃目標となっていないか）などを重視した上で、加害行為が明らかに業務に関連していると認められたときは、必要な給付を受けることができます。

また、一見、業務に関連しているように見えたとしても、私怨ないしは私的行為との時間的・場所的關係を重視することとしています。

厚労省の通達によれば、「業務に従事している場合または通勤途上である場合において被った負傷であって、他人の故意に基づく暴行によるものについては、当該故意が私的怨恨に基づくもの、自招行為によるものその他明らかに業務に起因しないものを除き、業務に起因するまたは通勤によるものと推定することとする。」としています。